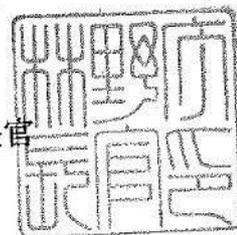


29林政政第335号
平成29年9月22日

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 殿

林野庁長官



トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請
について

このことについて、平成29年7月27日付け国自貨第56号により国土交通省自動車局長から別添のとおり通知があったので、お知らせする。

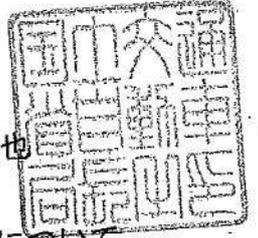
(担当) 林政課総務班 (03-6744-1777)



国自貨第56号
平成29年7月27日

林野庁長官 沖 修司 殿

国土交通省自動車局長
奥田 哲也



トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について

トラック運送事業者は、荷主等に比べて立場が弱く、適正な取引条件が十分に確保されていない面があることから、荷主等の協力も得ながら、その取引条件の改善を図ることが重要であり、取引条件の改善に向けては、官邸に設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」の枠組みを通じ取組を進めてきたところです。

このような背景に加えて、本年3月には「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）が決定され、長時間労働を改善するため、生産性の向上や人材の確保を図ることが一層急務となっているところです。

トラック業界においては、このような状況を踏まえ、本年3月に大手トラック事業者がトラック業界内の取引の適正化を図るべく、全日本トラック協会において自主行動計画を策定したほか、荷待ち時間の削減等に向けた実証実験事業を行うなど、取組みを進めているところですが、トラック事業者の取引条件の改善に向けては、荷主都合の荷待ち時間の削減や適正な運賃・料金の收受の実現など、発着荷主の協力が不可欠です。

については、貴省所管の荷主団体を通じて、着荷主を含む荷主企業等に対し、下記の事項について周知をいただくとともに、トラック事業者の取引条件の改善に向けた協力の働きかけをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、荷待ち時間の削減及び荷役作業の効率化を含め、トラック運送事業者との取引適正化に向け、荷主の皆様へご協力いただきたい事項を別添の通りまとめましたので、こちらにつきましてもあわせて周知願います。

記

1. 荷待ち時間の削減及び荷役作業の効率化について

トラック輸送に際しては、平均して一日当たり1時間45分の荷待ち時間及び同約3時間の荷役作業時間がそれぞれ発生しており、トラックドライバーの拘束時間の長時間化の大きな要因となっています（資料1参照）。

労働力不足の中で、働き方改革を実現しつつ物流網を維持していくためには、着荷主を含む荷主の皆様が主体となって、荷待ち時間や荷役作業時間の実態の



把握に努めるとともに、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化を図るための対策を講じることが極めて重要です。

荷待ち時間の改善方策にはトラック予約・受付システムの導入による先着順の受付の見直しなどが、また、荷役作業の効率化方策には一貫パレット輸送の導入などが、それぞれ考えられます。(資料2参照)

なお、国土交通省においては、一定の大きさ以上のトラックに係る荷待ち時間や荷役作業時間の記録を義務付ける制度改革を行い(本年7月施行)、今後、この記録データをもとに、荷待ち時間や荷役作業時間が特に長い荷主業種に対して、改善の働きかけ等を実施するほか、貨物自動車運送事業法第64条に規定する荷主勧告制度の運用にあたっての参考とすることとしているところです。(資料3参照)

2. 運賃・料金の別建てについて

荷待ち待機や荷役作業など、運送以外の役務に対する対価については、従来は収受している場合でも運賃に含む形で収受している場合が多く、約2~3割の事業者が運送以外の役務に係る対価を十分には収受できていない状況となっています。(資料4参照)

これを受け、国土交通省においては、運送以外の役務に対する対価を運賃とは別建てで収受することを推進するため、今般標準貨物自動車運送約款等の改正を行う予定です(本年10月施行予定)。(資料5参照)

については、トラック運送事業者と契約関係にある荷主においては、この趣旨をご理解の上、トラック運送事業者の適切な運賃・料金の設定にご理解・ご協力をいただきますよう、お願いします。

以上